



むさしの 遺言信託



あなたの想いを未来へ託す。
それが「むさしの遺言信託」です。

元気なうちに準備をしましょう。 相続のご相談承ります。



面倒を見ている
子供の配偶者にも
感謝の気持ちを伝えたい。

子供がいないので、
配偶者が自分の親族と
遺産分割協議をしなければ
ならないので心配…。

相続の為に何を
準備しておけば良いのか
分からない…。

孫にも相続財産を
渡したい。

跡継ぎに
不動産を相続
させたい。

子供は仕事が
忙しいので、
相続手続きをする
時間がないかも…。



こんなときは、 むさしの遺言信託にお任せください。 お客さまと相続人さまのお役にたちます。

遺言を作成しておけば

遺言者さまの考えが尊重されます

遺言者さまの意思で、相続財産を分けることができます。

遺産分割協議が不要です

遺産分割協議が不要となり、相続人さまの負担が軽減されます。

※将来相続人となるのは誰なのか確認してみましょう。

[3 ページへ](#)

当行の遺言信託なら

遺言作成時には…

- ① 当行が遺言作成のお手伝いをいたします。
- ② 作成した遺言は、当行が相続発生時までお預かりします。

将来の相続発生時には…

- ① 当行が遺言執行者となって金融資産等の相続手続きを行います。
- ② 相続人さまのよき相談相手となれます。

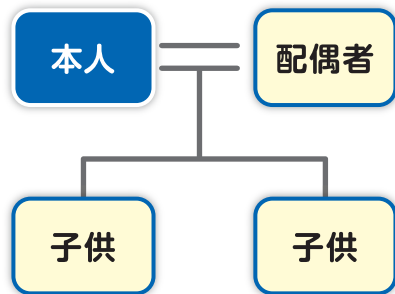
※相続発生時における主な手続きの流れを確認してみましょう。

[5 ページへ](#)

将来相続人となるのは誰なのか確認してみましょう。

相続の権利について

ケース 1 子供がいる場合



相続検討のポイント

- 相続発生時の手続きは誰が行うのか。
- 配偶者にどの程度の資産を遺すのか。
- 子供たちにどのような配分で遺すのか。



相続の割合

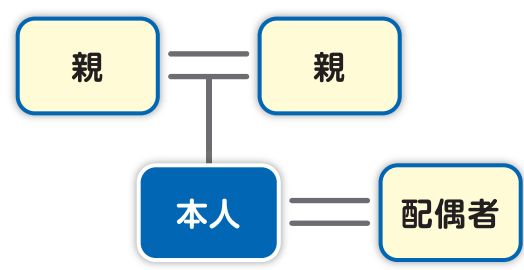
相続人	法定相続分 (遺留分)
配偶者	1 / 2 (遺留分 1 / 4)
子供	1 / 2 (遺留分 1 / 4)

※子供が複数いる場合は、権利を人数で等分することになります。
※子供が先に亡くなっていた場合は、その子供(孫)に権利が代襲されます(代襲相続)。

遺言信託があれば

- 妻には自宅、近くの子供には土地・建物、嫁いだ娘には現預金を遺すなど、状況に応じた資産配分ができます。
- 遺言書の付言事項で、資産配分の理由や感謝の言葉を自分の想いとして伝えることができます。
- 「子供の仕事が忙しい、離れた場所に暮らしている、子供たちが何回も集まるのが難しい」などの場合、子供に代わり武蔵野銀行が相続手続き(遺言の執行)を行うので、子供は相続手続きの負担から解放されます。

ケース 2 子供がいない、親がいる場合



相続検討のポイント

- 相続発生時の手続きは誰が行うのか。
- ご両親にも法定相続分や遺留分があります。
- 配偶者は、義理のご両親と遺産分割協議が必要になります。



相続の割合

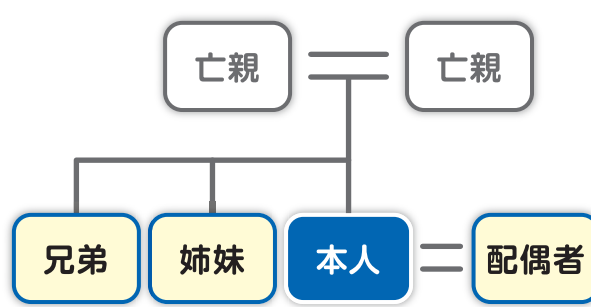
相続人	法定相続分 (遺留分)
配偶者	2 / 3 (遺留分 1 / 3)
父母等 (直系尊属)	1 / 3 (遺留分 1 / 6)

※両親が共に健在の場合は、権利を等分することになります。
※両親が先に亡くなっていた場合でも、祖父母が健在の場合には祖父母が相続する権利を持っています。

遺言信託があれば

- 事前に遺産の受取人を決めておけるので、妻(夫)は義理のご両親との遺産分割の協議が不要になるため、義理のご両親と協議する負担から解放されます。
- 妻(夫)が、ご多忙やご高齢の場合、武蔵野銀行が遺言の執行を行うことで、各機関に相続の手続きに行く負担から解放されます。

ケース 3 子供がいない、親もいない、兄弟姉妹がいる場合



相続検討のポイント

- 相続発生時の手続きは誰が行うのか。
- 配偶者は、義理のご兄弟姉妹甥姪と遺産分割協議が必要になります。
- 遠方にお住まいの方がいたりすると、とりまとめが大変です。



相続の割合

相続人	法定相続分 (遺留分)
配偶者	3 / 4 (遺留分 1 / 2)
兄弟姉妹	1 / 4 (遺留分なし)

※兄弟姉妹が複数いる場合は、権利を等分することになります。
※兄弟姉妹が先に亡くなっていた場合は、その子供(甥・姪)に権利が代襲されます(代襲相続)。

遺言信託があれば

- 妻(夫)は、配偶者の兄弟姉妹や甥・姪との遺産分割の協議が不要になるので、負担から解放されます。
- 兄弟姉妹や甥・姪には遺留分がないため、妻(夫)にすべての財産を渡す旨の内容を遺言に記載すれば、残された配偶者が全財産を相続するので安心して生活できます。

相続発生時における主な手続きの流れ

相続発生	➡							発生後 3か月 以内	発生後 4か月 以内	➡						発生後 10か月以内	
	—	▲	▲	○	—	★	○	△ ▲	△	★	★	○	○	○	○	△	△
死亡届の提出	公的年金・健康保険の手続き	死亡保険金の請求手続き	公共料金等の引き落とし口座の変更等	相続人の確定・戸籍謄本等の取得	遺言書の有無の確認	自筆証書遺言の場合には家庭裁判所での検認手続き	相続財産の調査・把握	※期限は、相続開始を知った日から3か月以内。 相続放棄・限定承認・単純承認の選択	※期限は、相続開始を知った日の翌日から4か月以内。 被相続人の所得税申告・納付（準確定申告）	遺産分割協議の実施（遺言書のない場合）	※相続人に未成年者や意思表示が困難な方がいる場合に必要となります。 分割協議の際の特別代理人等の選任	遺産分割協議書の作成（遺言書のない場合）	預貯金・有価証券等の解約や名義変更	不動産の相続登記	ゴルフ会員権等の各種権利の名義変更	相続税申告書の作成	※期限は、相続開始を知った日の翌日から10か月以内。 相続税の申告・納付

相続に関する手続きの種類

- = 公的機関等の手続き
- = 相続財産関係の手続き
- = 税金関係の手続き

当行がお手伝いできる業務

- = 当行が遺言信託で代行します。
- △ = 専門家（税理士等）の紹介によりお手伝いします。
- ▲ = 手続きの方法や相談先についてご案内いたします。
- ★ = 遺言信託を利用している場合に、不要となる手続き。

遺言信託のポイント

- 相続に関する手続きの多くを、当行が代行したり、お手伝いすることができます。
- 相続人さまの相続手続きに関する不安や負担を軽減することができます。
- 遺言信託により、あらかじめ準備をすることで、将来の相続発生時の円滑な資産承継が期待できます。

相続に関する基礎知識

公正証書遺言について

遺言には、いくつかの種類があり、それぞれの要式が法律で定められています。
なかでも代表的なものが『自筆証書遺言』と『公正証書遺言』です。
不要なトラブルを防止し、遺言の内容を確実に実現するために、公正証書遺言の作成をお勧めいたします。

	自筆証書遺言 (遺言者本人が自筆で作成する。)	公正証書遺言 (公証役場で作成する。)
メリット	● 自分自身のみで、手軽に作成できる。 ● 作成費用がかからない。 ● 誰にも内容を知られずに作成することができる。 ● 気軽に書き直しができる。	● 遺言者の意思を正確に遺言書にもらえる。 ● 形式不備のおそれがなく確実な遺言が作成できる。 ● 紛失、隠ぺい、改ざんのリスクがない。 ● 相続発生時には、家庭裁判所の検認の手続きをせずに、遺言執行者が手続きできる。
デメリット	● 将来確実に手続きができる遺言にするには、一定の知識が必要。 ● 形式不備などにより無効になるおそれがある。 ● 紛失、隠ぺい、改ざん等により遺言書の内容を実現できないおそれがある。 ● 相続発生時には、家庭裁判所にて検認の手続きが必要となる。	● 公証役場を訪問するなど一定の手間がかかる。 ● 公正証書費用が必要となる。 ● 公正証書遺言の作成には、証人として利害関係が深くない人、2人以上の立会いが必要となる。 ● 公証人や証人(立会者)などに遺言の内容を知られる。 ● 遺言内容を変更する際には、再度公証役場での手続きが必要。

相続にかかわる豆知識

遺留分

兄弟姉妹甥姪以外の相続人が、最低限受け取ることのできる相続割合のことです。
相続人に、一定の相続分を保証するために設けられました。
※遺言により遺留分を侵害された場合には、遺留分の権利を侵害された相続人が希望すれば、不足する部分を取り戻すことができます。

寄与分

被相続人の事業を手伝ったり、療養看護を熱心に行うなど、被相続人の財産形成などに特別に貢献した相続人は、遺産を分割する前に相続人全員の協議等を経たうえで、法定相続分に加え、割増の財産を遺産の中から取得することができます。この割増分の財産を、『寄与分』といいます。
※寄与分は、原則相続人にしか認められないため、それ以外の人が特別に貢献した場合には、遺言等により配慮する必要があります。

特別受益

相続人の中に、被相続人より結婚資金、開業資金等の生前贈与等を受けた人がいる場合、相続分算定の際にこれらが考慮されることがあります。
その場合、被相続人の相続財産とその生前贈与分の財産を相続財産とみなして相続分を計算し、生前贈与を受けた相続人は、相続分から生前贈与分の価額を差し引いた金額が実際の相続分となります。
この差し引いた生前贈与分のことを特別受益といいます。

当行では、お客さまの円滑な資産承継をサポートするために、以下の商品をご用意しています。

遺言作成サポートサービス

資産配分の事前検討 ※お客さまの遺言内容の検討をサポートします。

1 財産台帳の作成

財産の一覧を作成し、所有資産の現状を把握します。

2 資産承継の方針検討

ライフプランや資産承継に対する考え方を整理します。

3 現状分析

資産承継の観点から現在の問題点を提起いたします。

4 報告書の交付

検討結果、分析結果をまとめて、報告書にいたします。

遺言信託（遺言執行引受承諾業務）

遺言作成時

遺言内容の検討

相続財産の配分について決定していただきます。

遺言書の作成

公証役場で、遺言書を作成していただきます。

遺言信託のメリット

当行が以下の手続きをいたします。

- お客さまの考えに基づき当行が遺言書の文案を作成いたします。
- 公証役場との事前打ち合わせの必要が無くなります。
- 公証役場での証人として、当行職員が立ち会います。

遺言保管時

遺言書の保管

当行が公正証書（正本）を保管いたします。

定期確認

遺言書の書き直しが必要ないか定期的に確認いたします。

遺言信託のメリット

当行が以下の手続きをいたします。

- 遺言書を厳重に保管いたします。
- お気軽に遺言内容の変更をご相談いただけます。

遺言者逝去時

1 相続人さまへの遺言内容説明

遺言書の内容を相続人さまにお伝えします。

2 相続財産の調査

遺言書記載の財産を調査して相続財産目録を作成します。

3 ご資産の相続手続き

遺言書に基づき、相続手続きを行います。

4 相続財産のお引き渡し

相続手続きが完了した財産を相続人さまにお引き渡しします。

遺言信託のメリット

当行が以下の手続きをいたします。

- 相続人さま全員に遺言内容をお伝えします。
- 当行以外の金融機関等に預けられている財産も調査をいたします。
- 遺言書に基づき相続手続きをいたします。

※但し、事情によってはやむを得ず、執行手続きを行わない場合があります。



この商品に関するお問い合わせは



ソリューション営業部
信託コンサルティンググループ TEL. **048-641-6111**

2019年4月1日 現在